概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は障害等級第8級に該当するもの として、障害等級第12級とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日に営業で自動二輪車を運転中、対向車と接触し、「右膝関節複合靱帯断裂、左上瞼裂傷」等を受傷した。請求人が症状固定後に障害補償給付を請求したところ、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)は、障害等級第12級に該当するものと認め、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

外貌の醜状障害について、顔面部の線状痕は、障害等級に該当しないとした監督署長の判断に不服がある。

3 原処分庁の意見

(1) 下肢の機能障害について

請求人の右膝関節の機能障害については、右膝関節(患側)の可動域は140度、 左膝関節(健側)の可動域は145度であり、健側の可動域の3/4以下に制限されているとは認められないことから、障害等級には該当しない。

(2) 外貌の醜状障害について

請求人の顔面部の醜状については、左眼と眉毛の間に線状痕が認められるが、その長さは2.5センチメートル程度であることから、障害等級には該当しない。

(3) 神経症状について

請求人の右膝の疼痛については、主治医が「疼痛は、右膝関節の靱帯損傷に伴うものである。」と所見しており、同疼痛は右膝前十字靱帯、後十字靱帯及び内側側副靱帯損傷に伴うもので、「局部にがん固な神経症状を残すもの」(第12級の12)に該当するものと判断する。

(4) 結論

以上により、請求人に残存する障害は障害等級第12級に該当するものである。

4 審査官の判断

(1) 下肢の機能障害について 原処分庁の意見に同じ。

(2) 外貌の醜状障害について

請求人の顔面部の醜状を確認したところ、請求人の左前額部に L 字型の長さ5センチメートル以上の線状痕と長さ1センチメートルの瘢痕が認められ、線状痕は、全般的に瘢痕部分が隆起しており、人目につく相当程度以上の醜状と認められる。

また、専門医が、審査官に提出した意見書において、「請求人の左前額部に長さ1 センチメートルの瘢痕が2か所と左眉下の眼窩部から左眼下部にかけてL字型の長 さ5センチメートルの線状痕が残存している。」と所見している。

なお、請求人に既存の醜状障害は認められない。

したがって、「外貌に相当程度の醜状を残すもの」(第9級の11の2)に該当するものと判断する。

(3) 神経症状について 原処分庁の意見に同じ。

(4) 結論

以上のとおり、請求人に残存する障害は、「外貌に相当程度の醜状を残すもの」(第9級の11の2)及び「局部にがん固な神経症状を残すもの」(第12級の12)と認められる。

これらの障害は、系列を異にするものであるため、併合により請求人に残存する 障害は障害等級第8級に該当するものと判断する。